

## トピック

## 「アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針」について

松本 隆志（農林水産省生産局畜産部畜産振興課）

Matsumoto, T. (2010). The guideline of swine based on the idea of animal welfare.

*Proc. Jpn. Pig Vet. Soc.* 56, 1-6.

キーワード：アニマルウェルフェア、快適性に配慮した家畜の飼養管理、飼養管理指針

## 1 はじめに

経済のグローバル化による輸入畜産物の増加に対応しつつ、消費者のニーズに合った安全・安心な国産畜産物を供給することにより、今後ともわが国の畜産が安定的に発展していくためには、家畜の生産性の向上を図っていくことが重要な課題である。

家畜の飼養管理を行う上で、家畜を快適な環境で飼うことは、家畜が健康であることによる安全・安心な畜産物の生産につながり、また、家畜の持っている能力を最大限に発揮させることにより、生産性の向上にも結びつくものである。

我が国では、これまでアニマルウェルフェアについて議論されることが少なかったため、大学の研究者、生産者、消費者、動物愛護関係者など広範な分野から、ご参加いただいた検討会を設置して、『アニマルウェルフェアへの対応とは、最新の施設や設備を導入することを生産者が求められるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が考慮し、実行することである』という共通認識の下、畜種ごとの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」の検討・作成に取り組んでいただき、2009年3月には豚及び採卵鶏、2010年3月には乳用牛及びブロイラーの飼養管理指針が取りまとめられたところである。

本稿では海外の動向とともに、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針」の考え方についてご紹介する。

## 2 海外のアニマルウェルフェアをめぐる動向

## (1) 国際獣疫事務局 (OIE)

2002年の総会において、アニマルウェルフェアに関する専門家会合より、『アニマルウェルフェアは、動物

の健康と密接な関係にあり、その検討の場としてOIEが最適である』との提案があり、その基準の検討を行うことが決議された。

2005年には家畜の輸送、疾病コントロールに関するガイドラインが作成され、現在、OIEコード委員会で畜舎や飼養管理に関するガイドラインの検討が進められている。今後、OIEコード委員会で加盟国からのコメントを受けた後、総会で審議が行われる予定であるが、様々な意見があり、作成には時間を要するものとみられる。

なお、衛生と植物防疫のための措置 (SPS) 協定により世界貿易機関 (WTO) 加盟国は、『SPSを決める場合、国際基準がある場合には、国際基準を基礎としなければならない』とされているが、現在のところOIEコード委員会で作成されるガイドラインは、SPS協定上の国際基準という位置づけではなく、拘束力は無いと説明されている。このため、ガイドラインの作成に伴い、欧州連合 (EU) のように国内法令を整備しなければならない性格のものではない。

このようなことから、我が国の畜産の実態を踏まえた上で実施可能なガイドラインとするため、OIEコード委員会では積極的に議論に参加するとともに、OIEコード委員会での検討状況や我が国の家畜の飼養管理の実状を踏まえた上で、我が国における畜種別の「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」の検討・作成を進めているところである。

## (2) EU

EUでは第二次世界大戦後、増大する食肉需要を賄うため、大規模に家畜を飼育する集約的畜産へ生産構造が変化した。しかしながら、密飼いや薬剤投与への批判が高まり、社会問題へと発展した。

英国では、集約的畜産における家畜のウェルフェアに関する専門委員会を設置し、家畜飼育方法の基準 (通称：「ブランベルレポート」) が示されたとともに、

英国アニマルウェルフェア協議会によってアニマルウェルフェアの基本原則となる「5つの自由」表1が提唱された。その後、EU域内における家畜飼育方式の基準化の動きが広がり、「農業目的で保持される動物の保護に関するEU理事会指令」として観察、記録、畜舎の環境、栄養、投薬などに関する基準を示している。

また、EU指令に基づく飼養方式の変更や単位面積当たりの飼養頭羽数の制限等により、生産コストが増加し、輸入畜産物と比較してEU域内の畜産物価格が上昇すること等、国際競争力の低下が危惧されている。このためEUは、2000年に非貿易的関心事項として緑の政策へアニマルウェルフェアを盛り込むことをWTO農業委員会へ提案したが、新たな貿易障壁になるとして取り上げられなかった。その後、EU共通農業政策における直接支払いの要件に、アニマルウェルフェアに関する基準を追加し、取組の徹底を図っている。

以上のとおり、EUは現在の国際的な基本原則である「5つの自由」を提唱するなど先進的な立場にある。

(表1) 5つの自由

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①飢餓と渇きからの自由</li> <li>②苦痛、傷害又は疾病からの自由</li> <li>③恐怖及び苦悩からの自由</li> <li>④物理的、熱の不快感からの自由</li> <li>⑤正常な行動ができる自由</li> </ul> |
|---|

### (3) 米国

米国では、と畜場での家畜の取扱並びに家畜の輸送に関して法を定めているが、アニマルウェルフェアに着目した法令は無い。

一方、米国の家畜の飼養管理の実状を踏まえた上で、科学的知見に基づいたガイドラインを生産者団体が自ら作成し、ガイドラインに準拠した畜産物であることを流通・消費関係者に示す取組が進められている。EU指令と比較すると、採卵鶏のケージ飼育、妊娠豚のストール飼育を認めた上で、適正な面積や管理を実践することを要求していることが特徴的な相違点である。

## 2 我が国における取組

### (1) 動物の愛護及び管理に関する法律

我が国においては、広く動物全般を対象とする動物

の愛護と管理を目的とした総合的な法律として「動物の愛護及び管理に関する法律」が定められている。国民生活におけるペットの重要性の高まりや、ペット等の虐待事件の社会問題化等の状況を踏まえ、人と動物のより良い関係づくりを進めること及びそれを通じて生命尊重や友愛等の情操面の豊かさを実現していく観点から、1999年に「動物の保護及び管理に関する法律」の改正が行われ、現在の名称となっている。

本法では、動物を実験動物、産業動物、家庭動物、展示動物の4つに区分し、家畜については「産業動物の飼養及び保管に関する基準」において、『管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること』とされているように、「愛護」だけでなく、人の生命、身体又は財産に対する侵害防止のための「管理」にも重点が置かれている。

また、「産業動物の衛生管理」や「導入・輸送にあたっての配慮」等についても基準が定められるなど、家畜の快適性に配慮した飼養管理の基本的な事項の一部は、本基準の中で規定されている。

(表2) 産業動物の飼養及び保管に関する基準 (昭和62年10月9日総理府告示22号)

#### 第1 一般原則

管理者及び飼養者は、産業動物の生理、生態、習性等を理解し、かつ、愛情をもって飼養するように努めるとともに、責任をもってこれを保管し、産業動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害及び人の生活環境の汚損を防止するように努めること。

#### 第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

##### (1) 産業動物

産業等の利用に供するため、飼養し、又は保管しているほ乳類及び鳥類に属する動物をいう。

##### (2) 施設

産業動物の飼養又は保管を行うための施設をいう。

##### (3) 管理者

産業動物及び施設を管理する者をいう。

- (4) 飼養者  
産業動物の飼養又は保管に従事する者をいう。

第3 産業動物の衛生管理及び安全の保持

- 1 管理者及び飼養者は、産業動物の適正な飼養又は保管を行うため、産業動物の衛生管理及び安全の保持に関する知識と技術を習得するように努めること。
- 2 管理者は、産業動物の飼養又は保管に当たっては、必要に応じて衛生管理及び安全の保持に必要な設備を設けるように努めること。
- 3 管理者及び飼養者は、産業動物の疾病の予防及び寄生虫の防除のため、日常の衛生管理に努めるとともに、疾病にかかり、又は負傷した産業動物に対しては、速やかに適切な措置を講じ、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めること。
- 4 管理者及び飼養者は、産業動物の使役等の利用に当たっては、産業動物の安全の保持及び産業動物に対する虐待の防止に努めること。

第4 導入・輸送に当たっての配慮

- 1 管理者は、施設の立地、整備状況及び飼養能力を勘案し、産業動物を導入するように努めること。
- 2 管理者は、施設への産業動物の導入に当たっては、必要に応じて適切な衛生検査を行うように努めること。
- 3 産業動物の輸送に当たる者は、その輸送に当たっては、産業動物の衛生管理及び安全の保持に努めるとともに、産業動物による事故の防止に努めること。

第5 危害防止

- 1 管理者は、産業動物からの疾病にかかることを予防するため、管理者及び飼養者の健康について必要な健康管理を行うように努めること。
- 2 管理者及び飼養者は、産業動物が施設から脱出しないように配慮すること。
- 3 管理者は、地震、火災等の非常災害が発生したときは、速やかに産業動物を保護し、及び産業動物による事故の防止に努めること。

第6 生活環境の保全

管理者及び飼養者は、産業動物の排せつ物の適切な処理、産業動物による騒音の防止等生活環境の保全に努めること。

第7 補則

管理者及び飼養者は、ほ乳類及び鳥類に属する動物以外の動物を産業等に利用する場合においても、この基準の趣旨に沿って措置するように努めること。

- (2) 快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会  
海外の動向を踏まえ、2006年度に広範な分野から有識者の方々にご参加いただいた「快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会」を開催した。

勉強会報告書注で示された基本的な考え方としては、

- ① 「Animal Welfare」は、「動物福祉」や「家畜福祉」と和訳されている場合があるが、「福祉」が、社会保障を指す言葉としても使用されていることから、本来の「幸福」や「良く生きること」という概念が欠落し、誤解を生ずるおそれがある。このため、本勉強会では、学会等でカタカナ表記しているのに準じて「アニマルウェルフェア」と表記し、その意味を「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義して議論を行ったこと
- ② アニマルウェルフェアについては、国際的な枠組みとして OIE が畜舎や飼養管理に関するガイドラインの策定を検討していることから、我が国としても速やかに対応方向を検討する必要がある。また、欧米等における取組みは、倫理のみならず科学や経済など多面的な観点から議論されてきたものであり、風土や気候、食文化等が異なる欧米等の取組みをそのまま取り入れるのではなく、我が国独自のアニマルウェルフェアを構築していく必要があること
- ③ アニマルウェルフェアへの取組は、必ずしも生産方式の変更や畜舎の改造等により行うべきものではなく、日常の飼養管理の改善等による快適性の確保を行っていくことが大切である。また、大幅なコストの上昇を伴う取組は、普及に支障が生ずることも考慮すべきであること
- ④ 畜産は、牛、豚、鶏等を飼養し、その生産物である生乳、食用肉、食用卵等として安定的かつ安全に供給する産業であり、例えば、食に供するためにあ



る時点でと畜されたり、疾病等により安楽死を選択せざるを得ない場合もあることから、家畜と家庭動物等を区別して考えることが必要である。また、家畜の命を扱っていることから、生命倫理や食育など命に関する教育に果たす役割も大きく、アニマルウェルフェアの推進に当たっては、この点にもつながるよう考慮すべきであること

- ⑤ アニマルウェルフェアは、「食料・農業・農村基本計画」等農業施策と調和を図りつつ、推進していくことが必要であること

等が示された。

注：(社)畜産技術協会のHP (<http://jlta.lin.gr.jp/chikusan/aw/aw.html>)に掲載

### (3) アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針の検討・作成

勉強会報告書を受け2007年度から、畜種ごとの「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」を作成するための検討会が開催され、2009年3月に公表されたのが、「はじめに」で述べた「アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針」注である。

同飼養管理指針は、2年間にわたる専門家の方々のご議論を踏まえ、作成されたものであり、その内容は、管理方法、栄養、豚舎、飼養方式、豚舎の環境などの事項ごとについて、科学的知見等を踏まえた上で、快適性に配慮した飼養管理の実践の要点・考え方について示したものとなっている。表3では、その概要をお示しする。

(表3)アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針(概要)

#### 第1 一般原則

飼養管理指針の策定に当たっての以下の基本的な考え方等を記述。

- 1 「アニマルウェルフェア」を「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義。
- 2 家畜を快適な環境で飼うことは、生産性の向上に寄与。
- 3 今後、本指針を基に、生産者団体が自主的なガイドラインを作成すること等による生産者の積極的な取り組みを期待。

## 第2 豚の飼養管理

### 1 管理方法

#### ① 観察・記録

豚が快適に飼養されているかどうかを確認するための観察の必要性・重要性、観察する際のチェックポイント等

#### ② 豚の取扱い

不要なストレスを与えたり、けがをさせないように丁寧に扱うこと、作業時や移動時の留意点等

#### ③ 新生子豚の管理

##### ア 歯切りや断尾

新生子豚に歯切りや断尾が必要となる要因、尾かじり発生を未然に防止する方法、やむを得ず歯切りや断尾を行う際の留意点等

##### イ 去勢

新生雄子豚に去勢を行う理由及び去勢を行う際の留意点等

#### ④ 個体識別

個体識別を行う理由とその方法、耳刻を行う際の留意点等

#### ⑤ 離乳

離乳は、子豚及び母豚への影響が最小限になるよう十分に考慮して行うこと、早期離乳は必要な設備及び技術を習得した者により実施することが望ましいこと等

#### ⑥ 病気、事故等の措置

けがをしたり、病気にかかっているおそれのある豚は可能な限り迅速に措置を行うこと、必要な場合は分離すること、著しい生育不良や虚弱な豚は安楽死も検討すること等

#### ⑦ 豚舎等の清掃・消毒

建物、器具の洗浄・消毒、清潔に保つことの必要性等

#### ⑧ 有害動物等の防除・駆除

ネズミやハエ、カ等の有害動物を防除・駆除することの必要性等

#### ⑨ 管理者等のアニマルウェルフェアへの理解の促進

豚にとって快適な飼養環境を整備することの重要性や必要性を理解し、豚の異常等を発見した場合に速やかに改善対策を講じるよう努めること、豚の快適性を高めるための飼養管理方式等の知識の習得に努めること等

2 栄養

- ① 必要栄養量・飲水量  
 発育段階等に応じた適切な栄養素を含んだ飼料及び新鮮な水を給与する必要性、留意すべき事項等
- ② 飼料・水の品質の確保  
 給餌器や給水器を定期的にチェック及び清掃すること、ネズミ、野鳥等の野生動物の侵入防止に努めること等
- ③ 給餌・給水方法  
 過剰な闘争が起らないよう、給餌条件に応じて、全ての豚が必要な量を摂取できるよう十分なスペースの確保に努めること、新鮮な飼料、汚染されていない水を給与すること等

3 豚舎

自然換気型豚舎、強制換気型豚舎の特徴、建設に当たって構造上配慮すべき事項等

4 飼養方式、構造、飼養スペース

- ① 飼養方式  
 単飼（ストール）方式、群飼方式、放牧方式の特徴等
- ② 構造  
 簡単に清掃・消毒ができ、交換が容易な材料を用いること、床の素材の選択に当たっての留意点等
- ③ 飼養スペース  
 豚をよく観察し、飼養スペースが適当であるかどうかを判断することが重要であること、育成・肥育豚、繁殖雌豚、種雄豚の飼養における留意点等

5 豚舎の環境

- ① 熱環境  
 暑熱時、寒冷時に見られる行動、そのような行動が観察される場合には、断熱材の利用、換気等に努めること、新生子豚は十分な保温対策が必要であること等
- ② 換気  
 換気を行うことの必要性、特にアンモニア濃度の上昇は豚の健康に悪影響を与えること等
- ③ 照明  
 飼料及び水の摂取等の行動を正常に行える

明るさにすること、飼養者等が豚の状態を十分に観察できる照明を整備すること等

- ④ 騒音  
 豚舎内の設備等による騒音は、可能な限り小さくするとともに、絶え間ない騒音や突然の騒音は避けるよう努めること等

6 その他

- ① 設備の点検・管理  
 換気等の設備が正常に作動しているかどうかを少なくとも1日1回は点検すること等
- ② 緊急時の対応  
 火災、浸水、飼料供給の途絶等の緊急事態に対応するための危機管理マニュアルの作成が推奨されること、設備が自動化された豚舎においては、停電時に備え、自家発電機を整備すること等

「アニマルウェルフェアの考え方に対応した豚の飼養管理指針」では『本指針では、「アニマルウェルフェア」を「快適性に配慮した家畜の飼養管理」と定義することとする』とともに、『家畜の持っている能力を最大限に発揮させることにより、生産性の向上にも結びつくものである』としている点が特徴である。

さらには、『「⑤正常な行動ができる自由」、例えば、豚におけるルーティング（鼻先で土やワラ等を掘り返す行動）等は、豚の中に強い行動欲求があることが知られ、それらが阻害されることにより、尾かじり等の発生の要因となると考えられていることから、アニマルウェルフェアを考える上で重要な要素である』とする『一方で、これらの行動に対応する飼養方式への変更にはコストがかかり、最終的には消費者負担の上昇を招かざるを得ないことや生産性との関連は必ずしも明らかでないこと等から、産業としてわが国の畜産を考えた場合、どのように位置づけていくべきか、今後、さらに議論や研究が必要である』と示されているとおり、快適性に配慮した家畜の飼養管理は、生産性を犠牲にして取り組むものではなく、今後も議論や研究を重ねていく余地があるものと考えられている。

このように家畜のアニマルウェルフェアについては、広範な分野の有識者からのご議論を踏まえた上でのご見解である『アニマルウェルフェアへの対応とは、最新の施設や設備を導入することを生産者が求められるのではなく、家畜の健康を保つために、家畜の快適性

に配慮した飼養管理をそれぞれの生産者が考慮し、実行することである』という基本的な考え方について生産者のみならず、流通・消費関係者の共通理解の醸成を図ることが、今後の最も重要な取組であると考えているところである。この共通理解を踏まえて、今後の研究や技術指導に当たっては、快適性に配慮した家畜の飼養管理の研究・技術指導を進めていただくことが重要と考えている。また我が国の各生産者団体においては、アニマルウェルフェア検討会を自ら立ち上げ、飼養管理指針について勉強を進めているところである。